

国民健康保険

問い合わせ 保健医療課国保室 ☎75-8931

下記の場合は手続きをしてください。

- ・職場の健康保険に加入・脱退したとき
- ・職場の健康保険の扶養になったまたは外れたとき
- 【手続きに必要なもの】**
- ・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類
- ・職場の健康保険をやめた証明書（被扶養者を抹消された証明書）※加入時のみ
- ・国民健康保険被保険者証 ※脱退時のみ
- ・職場の健康保険証（未交付のときは加入したことを証明するもの）※脱退時のみ

学生が転出する場合

村上市国民健康保険に加入している人が、修学のため転出後も、引き続き加入する制度のことを「マル学」といい、適用を受けるには届け出が必要となります。

【手続きに必要なもの】

在学証明書または学生証の写し



国民年金

問い合わせ 市民課市民年金室 ☎75-8930

国民年金の手続き（申請）が必要な場合

- ・60歳前に会社を辞めたとき
- ・配偶者の扶養から外れたとき（収入の増加や離婚、配偶者の退職など）
- ・海外に住所を異動する人が引き続き国民年金に加入を希望するとき
- ・海外から国内に住所を異動したとき
- ・60歳以上で任意加入を希望するとき

※手続き（申請）が遅れると年金の受給に影響する場合があります

※経済的な理由から保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が免除される制度があります

※学生は申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります

軽自動車・バイクなど

問い合わせ 税務課収納対策室 ☎53-3361

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の所有者または使用者に課税します。軽自動車やバイクなどを購入、譲渡や廃棄した場合は、お早めにご手続きをお願いします。また、転出される場合も、手続きが必要になります。

※本庁・支所で以下の手続きをする際は、下記のものを持参してください

購入：販売証明書、車体情報が分かるもの

譲渡：譲渡証明書、車体情報が分かるもの

廃車・転出：ナンバープレート

車種	届け出先
・原動機付自転車およびミニカー、小型特殊自動車 ※ 村上市または旧町村ナンバーのついた車両	税務課収納対策室、各支所地域振興課市民生活室
・軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会新潟主管事務所 ☎050-3816-1850
・125cc超の二輪車、普通自動車	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 ☎050-5540-2040

引っ越しに伴う手続きはお早めに

3月は、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなる季節です。住所を変更する場合、さまざまな手続きが必要になりますので、お近くの窓口で忘れずに手続きをしてください。

なお、月末になると窓口が大変込み合います。早めの手続きをお願いします。

住民異動届

問い合わせ 市民課市民年金室 ☎75-8930

住所や世帯主が変わったときは、市民課または各支所地域振興課市民生活室で手続きしてください。※上海府連絡所では一部手続きができない場合がありますので、事前に確認してください

※有効な電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインでの住所変更（転出届、転入・転居予約）手続きが可能です



異動の種類	必要な届け出	届出期間	届け出に必要なもの
市外から引っ越し	転入届	住み始めてから14日以内（引っ越し後）	①届け出人の本人確認書類（運転免許証など） ②転出証明書（転入時） ③国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険などの保険証や医療費助成受給者証など（転居時、転出時、世帯主変更時） ④マイナンバーカードまたは住基カード
市内で引っ越し	転居届		
市外へ引っ越し	転出届	転出前	
世帯の代表者の変更	世帯主変更届	変更後14日以内	

証明書の発行は、便利なコンビニ交付もご利用ください。【利用時間：午前6時30分～午後11時】

証明書の種類	コンビニ交付手数料	窓口交付手数料	備考
住民票の写し	200円	300円	マイナンバーや住民票コード入りの住民票は発行できません
印鑑登録証明書	200円	300円	印鑑登録のある人に限ります
戸籍謄本・戸籍抄本	350円	450円	現在の戸籍のみ交付できます
戸籍の附票	200円	300円	現在の戸籍の附票のみ交付できます
所得・課税（非課税）証明書	200円	300円	最新年度のみ交付できます（年度切り替えにご注意ください）

水道・下水道

問い合わせ 上下水道課業務室 ☎66-6190

転入や転出、転居に伴い、水道の使用を開始・中止する場合は、届け出が必要になります。開始や中止する5日前までに、電子申請（または電話）で手続きをしてください。

転入のとき

- ①使用場所（住所）
- ②氏名
- ③使用を始める日
- ④日中に連絡がとれる電話番号
- ⑤料金のお支払い方法（便利な口座振替をお勧めします）
- ⑥送付先住所



転居・転出のとき

- ①お客さま番号
- ②使用場所（住所）
- ③氏名
- ④使用を中止する日
- ⑤送付先住所（引っ越し先の住所）
- ⑥日中に連絡がとれる電話番号
- ⑦精算方法（口座振替または納付書払い）

電子申請
開栓受付



電子申請
閉栓受付



その他

※メーターが屋内にある場合には、開閉栓の時に立ち会いが必要となります

※口座振替は市内の金融機関、上下水道課または各支所産業建設課にて、通帳と口座届出印を持参の上、申し込んでください